



共同募金の配分申請受付（地域分）

前橋市内の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。この共同募金の配分は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。ここに記載の前橋市分の配分を希望する場合は、6月29日までに、所定の申請書を前橋市支会へご提出ください。

なお、事業経費配分と運営費配分につきましては、9月にも受付を実施いたしますので詳細は事務局までお問い合わせください。

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②前橋市内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】

75万円（対象経費の75%以下、千円未満切捨）

施設整備は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限る。

備品は原則として単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの

なお、車両整備配分を希望する場合は、前橋市支会ではなく県共同募金会まで。

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①保育所・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②前橋市内で活動するNPO法人、任意団体等

【配分上限額】

100万円（対象経費の75%以下、千円未満切捨）で、1申請で3事業まで申請可能

【対象外経費】

- ・申請者の組織や管理運営に係る経費
- ・備品購入はかかる経費の2分の1以下

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

前橋市内で活動する任意団体

【配分上限額】5万円（千円単位）

【対象外経費】

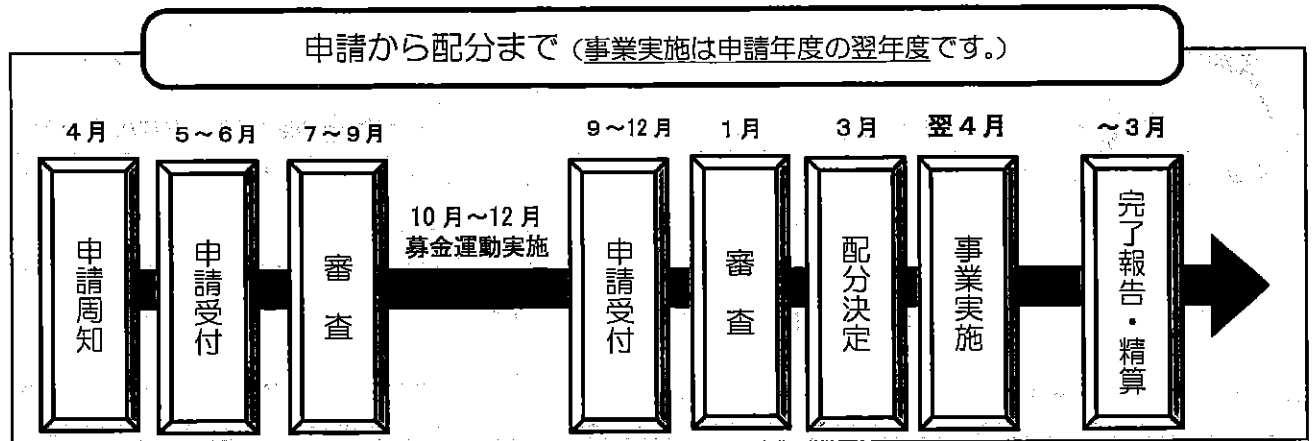
- ・他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同の親睦のみを目的とした団体等の活動費

前橋市支会で受付するのは
保育所・学童保育所・地域活動支援センター
前橋市内で活動するNPO法人・団体など
地域性の高いものです。
(それ以外は県共同募金会で受付します。)



行政からの委託事業や、
介護保険事業は対象外
です。

裏面もご確認ください。



※9月の申請受付は、事業経費と運営費のみになりますので、ご注意ください。

審査は、必要に応じて現地調査、ヒアリング調査を行います。



★配分対象事業の例示★

保育園では・・・

遊具の購入、プール日除けの設置
園庭の整地 など

地域活動支援センターでは・・・

通所者用駐輪場の新設、デッキ・フェンス改修
など

学童保育所では・・・

ロッカーの購入、調理場の改修 など

NPO法人では・・・

カウンセリング事業、障がい者施設訪問コンサ
ート、生活支援事業、高齢者料理教室 など

任意団体では・・・

読み聞かグループの絵本、会の活動費 など

申請受付期間：

第1回目：平成30年5月10日（木）
～6月29日（金）締切

（締切日必着、郵送不可）

第2回目：平成30年9月3日（月）
～12月17日（月）締切

（締切日必着、郵送不可）

※ただし、第2回目に受付できる経費は、事業経費及び運営費配
分のみとなります。施設・設備・備品整備配分は第1回目のみ
の受付となりますのでご注意ください。

受付窓口： 共同募金会前橋市支会
（前橋市社会福祉協議会地域福祉課）

★申請書等のダウンロードは・・・

前橋市社協 で 検索



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、前橋市域内全体を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

お問い合わせ先：群馬県共同募金会前橋市支会（前橋市社会福祉協議会内）

〒371-0017 前橋市日吉町二丁目17-10 TEL027-237-1112